

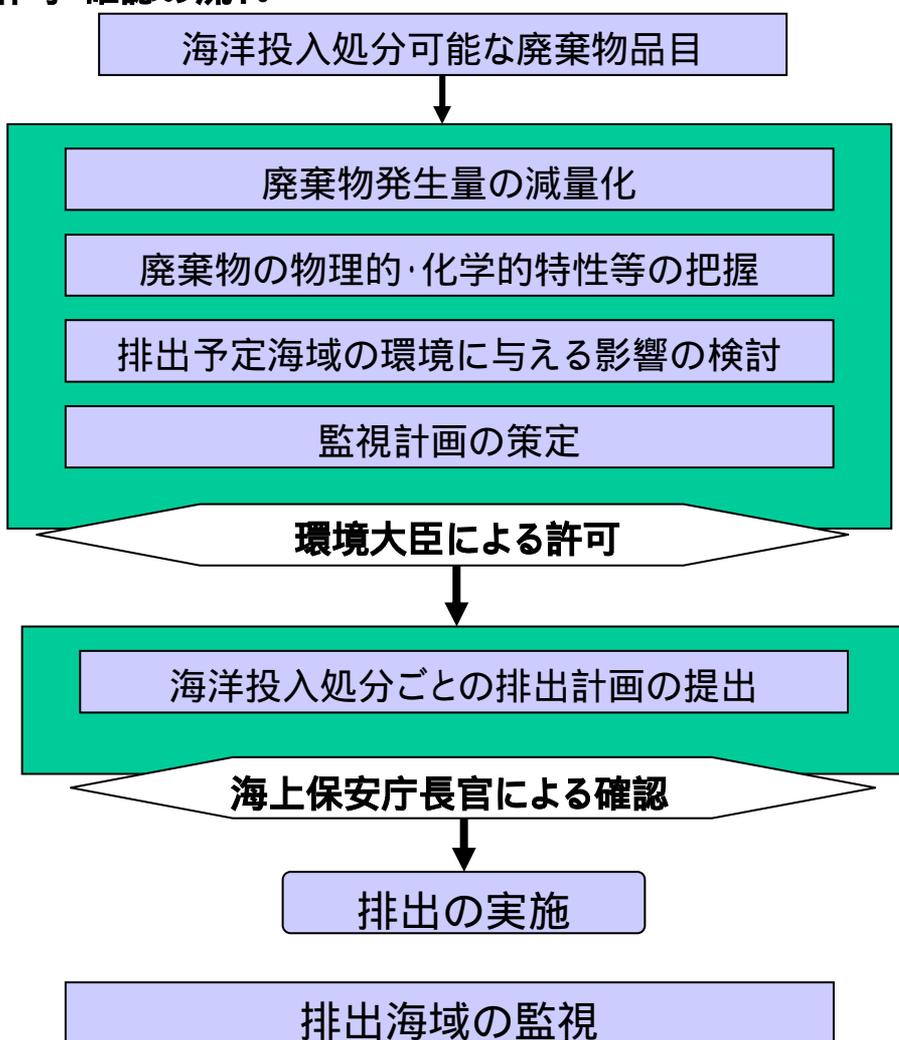
# 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第48号）の概要

公布：平成16年5月19日 施行：平成19年4月1日

## (1) 海洋投入処分許可制度の創設

陸上で発生した廃棄物を海洋投入処分する場合には、その処分の実施計画についての環境大臣の許可及び排出の際の海上保安庁長官の確認を義務付ける。

### < 許可・確認の流れ >



## (2) 廃棄物の洋上焼却禁止

陸上で発生した廃棄物の洋上での焼却を禁止する。